

東久留米市勤労市民共済会情報公開実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「共済会」という。）情報公開実施要綱（平成21年4月1日制定。以下「要綱」という。）の施行について、別紙に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(共済会情報開示請求書の提出)

第3条 要綱第6第1項の規定する書面は、共済会情報開示請求書（第1号様式）により行うものとする。

(共済会情報開示決定通知書等)

第4条 要綱第10各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 要綱第10第1項の規定により共済会情報の全部を開示する旨の決定をした場合、共済会情報開示決定通知書（第2号様式）
- (2) 要綱第10第1項の規定により共済会情報の一部を開示する旨の決定をした場合、共済会情報部分開示決定通知書（第3号様式）
- (3) 要綱第10第2項の規定により共済会情報の全部を開示しない旨の決定（要綱第9の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る共済会情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合、共済会情報非開示決定通知書（第4号様式）

(開示決定などの期間の延長通知書)

第5条 共済会は、要綱第12第2項の規定により開示決定等の期間を延長する場合は、共済会情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）により請求者に通知するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 要綱第14第2項の規定による電磁的記録の開示は、次の方法により行う。

電磁气的記録・当該電磁気記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。

ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(共済会情報の開示の実施等)

第7条 情報の開示は、職員の立会いのもとに行うものとする。

- 2 情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る情報1件につき1部とする。

- 3 情報の開示を受ける者が当該情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該情報の閲覧若しくは視聴の中止を命ずることができる。

(費用)

第8条 要綱第16第2項に規定する情報の写しの作成及び送付に要する費用は、実費相当額とする。

- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、共済会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。